

公布された条例のあらまし

◇静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処する職員に支給する防疫等作業手当について、作業の特殊性を考慮し、支給範囲を拡大するとともに、支給額の特例を設けることとしました。（附則第9項関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、令和2年1月29日から適用することとしました。

◇新型コロナウイルスに打ち勝つ静岡県民支え合い基金条例

1 制定の理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、厳しい状況下にある、医療従事者及び各事業者等を支援する事業、県民生活を支援する事業その他新型コロナウイルス感染症に対応する事業に要する経費に充てるため、新型コロナウイルスに打ち勝つ静岡県民支え合い基金を創設することとしました。

2 内容

- (1) 基金の積立額は、予算の定めるところによることとしました。（第2条関係）
- (2) 基金に属する現金の管理の方法について定めました。（第3条関係）
- (3) 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れることとしました。（第4条関係）
- (4) 基金に属する現金は、歳計現金に繰り替えて運用できることとしました。（第5条関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇議会の議員の報酬の特例に関する条例

1 制定の理由

新型コロナウイルス感染症対策の推進に資するため、県議会議員の報酬を減ずるための条例を制定することとしました。

2 内容

県議会議員の報酬の月額を令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間、10パーセント減ずることとしました。（第2条関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県政務活動費の交付の特例に関する条例

1 制定の理由

新型コロナウイルス感染症対策の推進に資するため、政務活動費の額を減ずるための条例を制定するこ

としました。

2 内容

政務活動費の月額を令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間、10パーセント減ずることとした。(第2条関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。